

機関番号：12613

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20500532

研究課題名（和文） 武道の戦後改革に関する体育史的考察

研究課題名（英文） The reformation of Budo as a physical education under the occupation by the Allied Powers

研究代表者

坂上 康博 (SAKAUE YASUHIRO)

一橋大学・大学院社会学研究科・教授

研究者番号：10196058

研究成果の概要（和文）：本研究によって、①武徳会役員のパージは、その方法や結果等から、従来イメージされているよりも合理性をもつものであった考えられること、②その戦後への影響も、組織面では大きくはなく、戦中との人的な連続性が強いこと、他方、③学校武道については、戦中との断絶が人的にも理念面でも強く、理念的な影響は武道組織にも及んだことが明らかになった。

研究成果の概要（英文）：(1) We can see from the way and result of screening of former officials of Butokukai that the purge was reasonable rather than we have imaged. (2) The Butokukai purge did not have a tremendous impact on founding new Budo associations after the war, and main former officials of Butokukai and Kodokan were closely connected with them. (3) As for school Budo, however, former Budo teachers and ideology were severed and new ideology reformed after the war was influential even to new Budo associations.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2009年度	600,000	180,000	780,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,300,000	690,000	2,990,000

研究分野：スポーツ史

科研費の分科・細目：健康・スポーツ科学・スポーツ科学

キーワード：武道、戦後改革、大日本武徳会、公職追放、講道館、学校武道、武道教師

1. 研究開始当初の背景

第2次世界大戦後の1945年8月から1952年4月まで、日本は連合国最高司令官総司令部（GHQ）による占領下に置かれた。占領初期において、武道は「非軍事化・民主化」

政策の一環として、学校教育から排除され、武道の教員免許も無効となり、大日本武徳会も解散、役員のパージ等の徹底した処分を受けた。しかし、占領末期になると武徳会役員のパージが解除され、柔道、弓

道も学校体育に復帰し、占領終結後には、しない競技を経由する形で剣道も復帰を遂げる。他方、武道組織も柔道を皮切りに種目毎に再建されていった。

以上のような学校武道の禁止・復活、武徳会の解散の過程のうち、文部省をはじめとする日本側の対応については、これまでも近代武道研究会編『武道のあゆみ 90 年』（商工財務研究会、1961 年）や渡辺一郎『武道総合団体大日本武徳会の設立とその解散』（筑波大学体育科学系武道論演習資料Ⅱ、1981 年）などによって比較的詳細に知ることができた。

それに対して、GHQ 側の政策決定過程の詳細については、長い間その大半が秘密のベールに包まれていたが、アメリカにおける公文書公開によって GHQ の占領文書も順次公開されるようになり、それらの史料を用いた研究が可能となった。私の「GHQ の大日本武徳会認識」（日本武道学会第 25 回大会報告、1992 年 8 月）および「GHQ の対日占領公式記録『日本政治の再編成』および『日本占領の非軍事的活動の歴史』にみる大日本武徳会」（『武道学研究』第 26 巻第 2 号、1993 年）は、そのための基礎的な考察、および基本資料の翻訳・紹介を試みたものであったが、その後、GHQ 史料を用いた本格的な研究が登場した。増田弘『政治家追放』（中央公論新社、2001 年）および山本礼子『米国対日占領政策と武道教育』（日本図書センター、2003 年）がその代表的なものであり、これらの研究によって武徳会の解散および学校武道の禁止・復活をめぐる GHQ と日本側の抗争や GHQ 内での抗争をふくむ、そのダイナミックなプロセスが詳細に明らかにされた。

ただし、注意を要するのは、増田氏の武徳会研究は政治史研究であり、したがってその焦点も武徳会の解散をめぐる政治過程に置かれていることである。一方、教育史を専攻する山本氏の研究のばあいは、政治過程以外にも広く目を向け、教育史的観点から時期を遡り、武道教育が体現してきた精神主義の軌跡、および戦時下における武道思想の国家主義化の実態についても追跡を試みている。それによって武道の戦争責任を問うとともに GHQ の判断の妥当性を検証する、というのが山本氏の研究の特徴であるが、しかしそれらの考察をもってしても、たとえば武徳会役員が受けた処分が果たして妥当なものであったのか、また、GHQ の政策はその後の武道のあり方にいかなる影響を与えたのか、といった体育史上の根本的な問題については明確な解答を得られていない。

2. 研究の目的

本研究は、近年の政治史および教育史分野における研究においても、なおも究明がなされていない A) GHQ の武道政策の妥当性、B) 武道の組織および担い手の変化、C) 武道の文化内容の変化といった体育史上の根本的な問題について、アプローチを試みようとするものである。

具体的には、①武徳会役員のページおよび審査の実態、②武徳会と戦後に再建された武道組織の人的な連続性、③武道のスポーツ化とそれに対する武道関係者の認識、以上の 3 点を検討課題とする。

3. 研究の方法

上記の課題を追究するために、第一に、国立国会図書館憲政資料室および国立公文書館等に所蔵されている武徳会および学校武道関係資料、第 2 に、戦中～戦後初期に出版された武道文献、武道雑誌、体育雑誌、教育雑誌、大学・高校の剣道部等の部誌や部史、回想録などを収集し、整理、分析する。

4. 研究成果

(1) 武徳会役員のページ

武徳会役員のページの審査は、1947 年 8 月に発せられた総理庁令・内務省令第 6 号に基づいて実施された。審査を担当したのは、中央および地方公職適否審査委員会であり、①本部役員、②都道府県支部の支部長、③都道府県支部の理事と副支部長、④支所長（分会長など実質上支所長に該当する者を含む）という 4 つのカテゴリー順に、翌 1948 年 3 月まで、約 7 カ月間にわたって実施された。

すでに武徳会は、戦時下において「軍国主義者たちの道具」となると断定され、1946 年 11 月の内務省令第 8 号によって解散および資産没収の処分を受けていたが、「軍国主義者」に該当する者の選定と追及をページという形で実施したのだ。

公職追放の該当者としてリストアップされた役員は、GHQ 史料によれば、全部で 1,969 名（死亡者 104 名を除く）にのぼるが、彼らに対しては、指定を受けてから 30 日以内に「反証」を提出して異議申し立てをする機会が認められた。「反証」のポイントは、「会の軍国主義化を積極的に阻止しようとした事実」、また、会内での地位、運営や活動への関与の度合い、さらに「本人が他の経歴においても軍国主義的又は極端な国家主義的活動に準じるような活動に関与していなかったこと」であった。

審査の結果は、下記の表にまとめたとおり

である。まず注目すべきは、全体の33.4%にあたる計657名が指定を解除されたことである。これまで、「武徳会役員は、地方役員である支部長、支所長に至るまで一切公職追放処分になった」といったイメージが一般的であったが、実際のパージ該当者は1,312名(66.6%)であり、3人に1人がパージを解除されたのである。

	指定者数	解除者数 (%)
本部役員	49	5 (10.2)
支部長	120	3 (2.5)
副支部長・理事長	231	64 (27.7)
理事・部会長	305	169 (55.4)
支所長	1,264	416 (32.9)
計	1,969	657 (33.4)

府県知事(内務官僚)が務めた支部長のばあいは、パージ解除率が2.5%と例外的に低い。その大半が警察署長であった支所長でも32.9%、支部の理事・部会長については55.4%と半分以上が解除されている。

なお、GHQのスタッフとして実際にパージに関わったH・ベアワルドは、この統計は、かなりのケースが訴願委員会で「反証」を審議中であった段階のものであり、最終的な追放者数は、1,312名よりも93名少ない1,219名であった指摘している。そうだとすれば、解除率はさらに上がり、全体で38.1%ということになる。

従来のイメージを覆すこのような事実は、本人の異議申し立てを認め、個々の役員の戦時下の活動に対する功罪を具体的に問う、という武徳会パージの方法がそれなりに有効に機能したことを物語っているように思われる。

この点をさらに実証的に検討するために、本研究では、審査の内実を踏み込んだ考察を行った。具体的な作業としては、第1に、中央公職適否審査委員会『武徳会関係者審査記録』等の関係書類から、公職追放の審査対象となった武徳会役員1,969名に関するデータを抽出する。第2に、そのなかからパージ指定の解除者と追放者との差異、反証の内容、経歴等を検討するというものである。この作業は、最終的な追放者の確定が史料的に難しいという問題があるため、未だに完了していないが、本部理事については、現時点で以下のような暫定的な結論を得ることができた。

本部理事(うち5名は部会長を兼務)は、パージ指定者40名のうち、死亡者2名、不明1名を除く、計37名が審査された。37名

のうちの18名は、武徳会以外の項目(陸海軍、大政翼賛会等)ですでにパージ該当者となっているので、実際にパージ解除の可能性があったのは、残り19名ということになるが、審査記録の「該当・非該当」欄に手書きで○を付されている者、すなわちパージ解除と判定されたと考えられる者は、小笠原道生、河原春作、芝沼直、伊藤謹二、務台理作の5名である。

彼ら5名の「反証」は、証言者の証言とともに審査記録に納められており、それらによって「会の軍国主義化を積極的に阻止しようとした事実」の具体的な内容等がわかる。ただし、審査は日本側の審査委員会によって完結したわけではなく、実質的にはGHQ側がダブルチェックする仕組みになっており、審査委員会によってパージを解除された者がGHQによって該当者とされる、というケースも存在する。本部理事の場合、河原春作がこのケースに該当すると思われる。

また、逆のケースと思われるのが、剣道部会長の木村篤太郎、柔道部会長の新井源水であり、この2人は審査委員会ではパージ該当者と判定されているにもかかわらず、その後、パージを解除されたと考えられる。

こうしたGHQの介入は武徳会パージの評価を複雑にするものに他ならず、慎重な考察が求められる。今後は、府県支部、支所レベルの役員の審査実態も明らかにしながら、武徳会パージの妥当性をさらに追究していく必要がある。また、詳細な「反証」が残されている藤沼庄平や末広厳太郎等の事例研究も有効であると考えられる。

(2) 組織および担い手の変化

武道組織の再建は、1949年5月の全日本柔道連盟を皮切りに、1949年6月には全日本弓道連盟、そして占領終結後の1952年9月には全日本剣道連盟と種目毎になされていった。

それらの中心的な担い手として注目されるのは、占領初期、武道復活運動の先頭に立った学生やOBたちであるが、彼らのヘゲモニーや武徳会との人的な連続性等は、組織毎に多様性を帯びている。

① 柔道

組織再建が最も早かった柔道の場合は、講道館という武徳会と並ぶ中心的組織が戦中も存続し、戦後も無傷のまま生き残ったことが大きな特徴として指摘できる。

武徳会が、内閣総理大臣東条英機を会長とし、政府の外郭団体として、厚生・文部・内務・陸軍・海軍の5省管轄下に置かれたのは、

1942年3月であったが、各武道の統轄を実際に担当したのは、新たに設置された剣道（薙刀を含む）、柔道、弓道、銃剣道、射撃道の5つの部会であり、既存の武道団体もそこに包摂された。しかし、包摂の実態は、従来イメージされていたような国家機構への従属ではなく、実は各武道団体の独立を保障するというものであり、包摂団体となった講道館も命脈を保つことができたのである。

そして武徳会の解散は、講道館を単一の統轄組織とする新たな組織体制を生み出した。武徳会本部の柔道部会幹事であった金光弥一兵衛が述べているように、「武徳会が解散されて、剣道その他は唯一の組織を失ったのだが、柔道は二本立ての組織の一方を失っただけともいえる。……むしろ、単一組織になって、すっきりした」のである。

1948年に公開された『公職追放に関する覚書該当者名簿』に府県支部の柔道部長5名の記載があることから、武徳会役員のパージの影響が皆無とはいえないが、その範囲はごく限られたものであり、組織レベルでの戦中との人的連続性が色濃い。武徳会本部の柔道部会長新井源水がパージを解除されたことは先にも述べたが、この新井と同幹事長の安達士門という柔道部会のトップ2名が、1948年5月の講道館有段者会総会で、全日本柔道連盟の設立準備委員会の委員に選出されたことは、そのことを象徴する事例である。

他方、占領初期、大会の開催や武道復活運動の先頭に立った学生やOBたちのエネルギーは、1951年10月の全日本学生柔道連盟の設立、および全日本柔道連盟の構成団体化（1953年5月）等へと結実していき、柔道界の一翼を担っていくようになる。

②剣道

講道館のような組織が存在しせず、武徳会が唯一の統轄組織であった剣道の場合、武徳会との人的な連続性は当然色濃いだが、学生OBが組織再建の中心的な担い手として表舞台にも顔を出している、という点が特徴として指摘できる。

武徳会の役員パージの組織面での直接的な影響は、柔道と同様、剣道でもごく限られたものであったと考えられる。先にみたとおり、武徳会本部の剣道部会長木村篤太郎はパージを免れ、『該当者名簿』によるとパージされた剣道関係者は、府県支部の剣道部長計6名にとどまった。

また、剣道の組織再建は、占領終結後となり、1952年9月に全日本剣道連盟が設立されたが、重要な点は、それ以前、1951年6月に武徳会役員を含めた追放者全員のパー

ジが解除されていることである。

全日本剣道連盟と武徳会との人的な連続性は、柔道よりも濃密である。武徳会本部の剣道部会長木村篤太郎が全日本剣道連盟の会長に、武徳会の会長藤沼庄平（パージ該当者）が同審議員に就任したことがそれを象徴している。さらに武徳会剣道部会の幹事長武藤秀三が顧問、幹事の宮田正男が副会長、持田盛持、齋村五郎、佐藤卯吉、小川金之助、津崎兼敬、堀正平、大麻勇次、今井新造らが審議員に就任しており、その人数は、審議員では15名中9名に達している。また、事務局長には武徳会主事の渡辺敏雄が就任した。

他方、全日本剣道連盟の副会長、理事長、常任理事、理事計23名のうち、会社関係者が12名、大学教授2名、医師1名、検事1名が占めている。彼らは、理事長の庄子宗光（東大剣道部OB）をはじめとする大学剣道部のOBたちであった。戦後の剣道組織の再建は、武徳会からの連続面だけでなく、そこに学生OBたちが加わり、両者を中心的な担い手としてなされていったのである。

(3) 武道のスポーツ化

①学校武道の禁止、武道教員の追放

敗戦後、武道を学校教育から排除され、1946年1月には武道に関する教員免許も無効とされた。中等学校の武道教員は、1945年12月時点の文部省調査によると、剣道担当者が887名、柔道が672名、両方の担当3名、弓道62名、薙刀303名、計1,927名であったが、そのうちの教員免許を持たない無資格の指導者1,297名（67.3%）が、まず退職に追いやられた。他方、教員免許を無効とされた630名（32.7%）の武道教員に対しては、1946年3月に文部省が体操教員養成講習会を開催し、体操教員への転換策を講じたが、講習参加者は98名にとどまった。

その後、柔道を皮切りに弓道、しない競技、剣道が学校体育に復帰を遂げるが、武道教員の復活はなされず、あくまで体育の一教材として体育教師の指導の下で実施された。また、部活動の指導者に対しても、教員以外の者については、大学または都道府県教育委員会が特に学校教育の理念について充分の理解をもち、人格教養ともなすぐれていると認められた者で、学校長から委嘱された者といった厳格な資格が求められた。

②スポーツ化

以上みたように、学校の武道教員については、制度上、戦前戦中との断絶が明確になされたといつてよかろう。この点は、学校の武道の理念についても同様であり、その変化を

一言でいうならば、武道からスポーツへの転換であった。この変化は、GHQによって禁止された武道を復活させる過程で、武道関係者、文部省、GHQの三者の交渉を通してなされたものである。

こうして確立された「スポーツとしての武道」という新たな理念の特徴は、第1に、「剣道は戦時中刀剣を兵器として如何に使用すべきかを訓練するに利用された事実がある」

(文部省通牒発体 95 号) といった武道の戦争加担の事実をふまえたものであったことである。

第2の特徴は、戦時下のように「超国家主義的、あるいは軍国主義的思想を鼓吹したり、独善的な考えにおち入つて、形式的、宗教的の行事を強いたりすること」(文部省通知文社体第 214 号) 等を厳しく否定するものであったことである。

第3の特徴は、上記2点の上に立って、武道を「人格の涵養、身体の鍛錬を図ることを主眼とし個人の趣味、嗜好に俟ち、一層明朗健全なるスポーツ」(同上) として実施することを求めるものであったことである。

そして以上のような特徴をもつ武道のスポーツ化は、単なる理念にとどまらず、柔道や剣道の競技ルールの整備や指導法の開発などにも貫かれ、武道の文化的な内実そのものを革新していった。

なかでもGHQから最も厳しい評価を受け、占領終結後まで復活を認められなかった剣道の場合は、その復活にあたって慎重な検討が積み重ねられた。全日本剣道連盟編『学校剣道』の「スポーツとしての剣道」の項は、その結晶に他ならず、その理論的な到達点は、武道のスポーツ化に関する当時の議論のなかで最も高い水準にある。

重要なことは、それらが学校武道だけでなく、学校外の武道や武道組織における理念としても受容されていったことである。

しかし、こうした武道のスポーツ化に対する当時の武道関係者や愛好者の認識は、決して一様ではなかった。たとえば、金光弥一兵衛は、部活動の指導者になるために講習会に参加した柔道専門家の「民主的な精神」および「武道からスポーツへの脱皮」に関する理解がいかに浅いものであるかを問題化している。

それは、武道専門家たちの旧態依然とした認識を示唆するものに他ならないが、今後は、今回の研究で収集した史料を用いて、より広範な武道関係者や愛好者の認識を明らかにしていきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[図書] (計2件)

①坂上康博・高岡裕之(編)、青弓社、幻の東京オリンピックとその時代——戦時期のスポーツ・都市・身体、2009、448 (243-278)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

坂上 康博 (SAKAUE YASUHIRO)

一橋大学・大学院社会学研究科・教授

研究者番号：10196058